



福県医発第2173号(地)
平成22年 3月 2日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

「平成22年度の介護職員処遇改善交付金に関する取扱いについて」
の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、介護職員処遇改善交付金の申請手続きにつきましては、事業年度ごとに申請を行うこととなっているところであります。

しかしながら、平成22年度当初交付となる2月サービス提供分の申請期限が近付いているものの、平成21年度に既に交付金の交付を受けている事業者の一部において、平成22年度分の交付申請手続きが必要と認識していない事例等が見受けられることから、今般、平成22年2月サービス分からの交付手続きを2月中に行わなかった事業者においても、3月中に交付申請手続きが行われれば、特例的に2月サービス分に遡及して交付金が支払われることとなり、厚生労働省より事務連絡が発出され旨、日本医師会より別紙1のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の内容につきましては、当該事業者（平成21年度に既に交付金の交付を受けている事業者のうち、平成22年度の交付申請がなされていない事業者）へ別紙3のとおり福岡県保健医療介護部介護保険課より直接通知されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
介護保険副担当・医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉



(介 45)

平成 22 年 2 月 25 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
三 上 裕 司



「平成22年度の介護職員処遇改善交付金に関する取扱いについて」
の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護職員処遇改善交付金の申請手続きにつきましては、事業年度ごとに申請を行うこととなっているところであります。

しかしながら、平成22年度当初交付となる2月サービス提供分の申請期限が近付いているものの、平成21年度に既に交付金の交付を受けている事業者の一部において、平成22年度分の交付申請手続きが必要と認識していない事例等が見受けられることから、今般、平成22年2月サービス分からの交付手続きを2月中に行わなかった事業者においても、3月中に交付申請手続きが行われれば、特例的に2月サービス分に遡及して交付金が支払われることとなり、厚生労働省よりその旨が事務連絡として発出されました。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、周知方ご高配の程宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

(別添資料)

- ・平成22年度の介護職員処遇改善交付金に関する取扱いについて
(平22. 2. 23 厚生労働省老健局事務連絡)

以上



事 務 連 絡

平成 22 年 2 月 23 日

各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局

平成 22 年度の介護職員処遇改善交付金に関する取扱いについて

日頃より、介護保険制度の円滑な運営に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

また、介護職員処遇改善交付金につきましては、大変お手数をおかけしており感謝申し上げます。

さて、交付金の手続きにつきましては、事業年度ごとに申請を行っていただくこととなっているところです。

しかし、平成 22 年度当初交付となる 2 月サービス提供分の申請期限が迫っているにもかかわらず、平成 21 年度においてすでに交付金の交付を受けている事業者が、改めて平成 22 年度分の交付申請手続が必要と認識していない事例等が見受けられます。

このため、平成 22 年 2 月サービス分からの交付金の交付手続きを 2 月中にとらなかった事業者においても、3 月中に交付申請手続が行われれば、特例的に 2 月サービス分に遡及して交付金を支払うこととします。

貴団体におかれましては、平成 22 年度の取扱いについて、未申請の貴会会員の皆さまに対して改めて周知していただくとともに、できるだけ申請を行っていただくよう、積極的な働きかけをお願いいたします。

また、平成 22 年度から新たに申請される会員の皆さまに対する周知についても、引き続き行っていただくようお願いいたします。

各介護保険施設 管理者 殿
各指定居宅サービス事業所 管理者 殿
各指定地域密着型サービス事業所管理者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長

平成22年度の介護職員処遇改善交付金に関する取扱いについて（通知）

このことについて、厚生労働省老健局介護保険計画課から、平成22年度の交付申請手続きについては、各介護サービス事業者から平成22年3月中に交付申請手続きが行われれば、特例的に2月サービス分に遡及して交付金を支払う旨、通知がありました。

本県では、「平成22年度介護職員処遇改善交付金の申請について（平成22年2月5日付21介第3596号 介護保険課長通知）」において、平成22年2月22日（月）を提出期限にしておりましたが、申請書の提出期限を平成22年3月31日（水）（消印有効）に延長致します。

本県としましては、介護職員の処遇改善を図るため、当該交付金をより多くの事業者を活用していただきたいと考えていますので、未申請の事業者におかれましては、再度御検討の上、下記のとおり申請されますようお願いいたします。

記

1 申請に必要な書類（詳細は県ホームページで確認及びダウンロードできます）

（1）事業所単位で申請する場合

- ア 申請書（様式第2号）
- イ 処遇改善計画書（様式第1号）
- ウ 添付資料（就業規則及び賃金規程の写し並びに労働保険の加入を証明できる書類（労働保険概算・確定保険料申告書等の写し等））

（2）複数事業所を取りまとめて申請する場合

- ア 申請書（様式第3号）
- イ 処遇改善計画書（様式第1号）
- ウ 事業所等一覧表（様式第1号添付書類1）
- エ 添付資料（就業規則及び賃金規程の写し並びに労働保険の加入を証明できる書類（労働保険概算・確定保険料申告書等の写し等））

2 提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県保健医療介護部介護保険課指導係

電話番号：092-643-3319 FAX番号：092-642-1504

※不着を防ぐため、**簡易書留**で郵送してください。

※朱書きで「処遇改善交付金申請書在中」と記入して下さい。

※制度及び申請に関することについて、ご不明な点はお気軽にお電話ください。

3 ホームページから様式をダウンロードする場合

福岡県庁ホームページ→「保健・医療・介護・福祉」欄の「介護・福祉」をクリック

→2009年8月17日 福岡県介護職員処遇改善交付金の申請について（介護保険課）をクリック（ページの下の方に様式を掲載しています。）

<<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b03/koufukin-sinsei.html>>